「ケ　キからクを差し引いた額（50万円を超える場合）」の欄には、「キ　当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」から「ク　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「コ　ウ、カ及びケの合計額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）」、「カ　エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）」及び「ケ　キからクを差し引いた額（50万円を超える場合）」の合計額を記載するものとする。

「サ　当該対象住宅耐震改修、当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」の欄には、法第41条の19の３第８項の規定に基づき500万円（同条第11項第３号に掲げる工事を行う場合にあっては、600万円）を記載するものとする。

なお、「⑧　耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合）」の欄における「対象住宅耐震改修」とは法第41条の19の３第６項又は第８項の対象住宅耐震改修をいい、「対象一般断熱改修工事等」とは同条第７項又は第８項の対象一般断熱改修工事等をいう。

⑨　「⑨　②オ、④オ及び⑧シの合計額」の欄には、②オ「ウとエの金額のうちいずれか少ない額」、④オ「ウとエの金額のうちいずれか少ない額」及び⑧シ「コとサの金額のうちいずれか少ない額」の合計額を記載するものとする。

6　「Ⅱ．固定資産税の減額」中、「１－１．耐震改修をした場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。

当該工事が、地方税法附則施行令（昭和25年政令第245号）附則第12条第26項に規定する基準に適当する耐震改修である場合は１を○で囲むものとする。

7　「Ⅱ．固定資産税の減額」中、「１－２．耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。なお、当該欄の「認定長期優良住宅」とは地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の９の２第１項に規定する認定長期優良住宅をいう（備考８及び９において同じ。）。

⑴　「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする耐震改修について、次により記載するものとする。

①　「地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替」の欄には、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替のうち、いずれに該当するかに応じ、該当する番号を○で囲むものとする。

②　「工事の内容」の欄には、当該工事が地方税法附則第15条の９の２第１項に規定する耐震改修に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。

⑵　「耐震改修の費用の額」の欄には、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替の１から４のいずれかに該当する改修工事の費用の額を記載するものとする。

8　「Ⅱ．固定資産税の減額」中、「熱損失防止改修工事をした場合又は熱損失防止改修工事をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。

⑴　「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする熱損失防止改修工事について、次により記載すること。なお、「必須となる改修工事」の欄中「窓の断熱性を高める改修工事」とあるのは算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における８地域にあっては、「窓の日射遮蔽性を高める改修工事」とする。

①　「上記と併せて行った改修工事」の欄には、改修工事を行った部位（窓は必須とする。）が地方税法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事（以下「熱損失防止改修工事」という。）により新たに平成20年国土交通省告示第515号別表の基準を満たすこととなった場合において、当該工事が窓の断熱性を高める改修工事と併せて行った当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする（該当するものがない場合は記入を要しない。）。

②　「工事の内容」の欄には、工事を行った家屋の部分、工事面積、工法、熱損失防止改修工事の内容等について、当該工事が熱損失防止改修工事に該当すると認めた根拠が明らかになるよう工事の内容を具体的に記載するものとする。

⑵　「熱損失防止改修工事の費用の額」の欄には、窓の断熱性を高める改修工事及びそれと併せて行った「上記と併せて行った改修工事」の１から３のいずれかに該当する改修工事の費用の合計額を記載するものとする。

⑶　「熱損失防止改修工事に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された熱損失防止改修工事に、熱損失防止改修工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、熱損失防止改修工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「上記の熱損失防止改修工事の費用の額から上記の補助金等の額を差し引いた額」の欄には、「熱損失防止改修工事の費用の額」から「交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

⑷　「上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄は、認定長期優良住宅について証明を行う場合に限り記載するものとする。

9　この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。

⑴　証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

「証明を行った建築士」の欄には、当該工事が法第41条の19の２第１項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第25項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の４第４項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第７項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第８項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第９項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の５第14項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第21項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第26項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事であること若しくは同法附則第15条の９の２第１項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った建築士について次により記載すること。

①　「氏名」及び「住所」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を記載するものとする。

②　「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

③　「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第５条の２の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。